

TEPCO

「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議（第13回）

## 事業者ヒアリング

2022年5月30日

東京電力リニューアブルパワー株式会社

常務取締役風力部長 井上慎介



- 「事業計画の迅速性」が20点と配点の割合が大きく工程の実現性を十分加味した評価方法として頂きたい。
- 計画で示された運転開始時期は、入札参加者間で「基盤面」と「実行面」の確からしさの違いによって、「事業計画の迅速性」の確からしさも変化してくると思慮。運転開始時期のみで評価するのではなく、「基盤面」と「実行面」の確からしさの水準も十分考慮できる評価方法であることが重要。実現性が一定評価以下の場合には0点【案α】とし、更には実現性の評価結果に応じて評価点を決定する【案β】というような、【案α】及び【案β】の両者を兼ね備えた評価方法として頂きたい。
- 陸上の変電施設・送電線の実現性（設備計画・設計、施工計画・管理体制等）は、「事業計画の迅速性」の重要前提条件であることのみならず「事業計画の実行面」「事業計画の基盤面」の確実性を担保するための重要事項となるため、洋上工事と同様の水準で確実性を確認・評価して頂きたい。
- 系統連系先の一般送配電事業者が行う工事費負担金工事（系統連系工事・アクセス線工事等、以下「負担金工事」）は工事費負担金（以下「負担金」）入金後に開始されるため、系統提供事業者が促進区域指定前に負担金を（一部でも）支払い済みであった場合、系統提供事業者の負担金工事完了期間は促進区域指定前（＝負担金支払い時）から起算した後の所要工期経過後となる。他方、ある一般送配電事業者は、系統承継者の負担金入金を承継完了＝負担金工事開始時期とする見解を示していることから、系統承継者の負担金工事完了時期は系統提供事業者のそれと比べ、負担金入金～落札/承継完了の期間分遅れることとなり、系統提供事業者による負担金支払いが早ければ早いほど負担金工事完了時期に差が生じ、系統承継者の運転開始時期等が系統提供事業者よりも数年単位で劣後する可能性を示唆している。負担金工事の起算日は一律同一日とすること等により、負担金工事完了時期に差が生じない公平な評価方法として頂きたい。
- 事業者にてコントロールできない遅延リスク（環境影響評価、港湾の利用可能時期、工事計画届に係る手続き等）等を考慮する必要があると認識。例えば、事業者側にて制御不能な遅延にはペナルティを課さないというルールをあらかじめ設定して頂きたい。

- 今回の案は、代表企業であれば、自身以外の構成員が異なっても他海域の入札に参加が可能である一方、代表企業以外の構成員は他の代表企業と他海域には参加が不可と理解。コンソーシアム・SPC組成は、海域の特性等に応じて事業者としてベストな組成の検討・準備を進めていると思われ、これらの行動が阻害/変更を強いられると思慮。事業者のアライアンスの自由度を確保し、多様な事業者の参入を促す観点から、**将来時点での競争環境の構築を目的に、一定期間（例えば5年間）における累計落札持分出力を制限するなど、いわゆる緩やかな制限**としてはどうか。
- 将来の第3～4ラウンドも見据えて、既に事業者はコンソーシアム形成、地点開発、事前の入札検討（一定規模の先行投資を伴う海底地盤調査・風況調査等）を行っている状況にあると思われる。特に、八峰町・能代市沖は既に公募が開始している段階であり、後追いで、今後促進区域に選定される海域も含めた形でコンソーシアム・SPC組成に制限が課せられると、八峰町・能代市沖も含め、先行投資・準備を進めている場合でも入札を断念せざるを得ない場合があると思慮。**八峰町・能代市沖については、今後、促進区域に選ばれる海域とは、別の公募**として扱う必要があると思慮。

## 【評価点の大枠】

- 価格点においては120点満点者が必ず出てくる評価基準に対し、事業実現性評価は必ずしも120点満点者が出ない仕組みのままと認識。

## 【事業計画の基盤面：事業実施体制・事業実施実績】

- 提案者の実績は、実現性・確実性の観点から、提出された事業計画そのものと同様かそれ以上に有効な証左となると認識。プロジェクトの遅延は、評価された計画通りに物事を実行できない場合に発生することも踏まえると、実績評価の比重を30点から「事業実施体制・実績」として10点に下げることについて懸念される。

## 【事業計画の実行面：運転開始までの事業計画】

- 「⑥支持構造物の動的解析（時刻歴応答解析）」は、地震動に対する支持構造物の時刻歴応答解析を対象とし、必ずしも風・波浪・地震の全ての荷重について動的解析を実施する必要は無いとの認識でよいか？採用予定の風車モデルでの全ての荷重における動的解析が必須の場合、各事業者がそれぞれ風車メーカーと連携して実施することになると、風車メーカーの負荷が過大となり、実質的に対応が不可能となる可能性が懸念されるため、公平性の観点からも必要な動的解析を明確にして頂きたい。

## 【知事意見が優先される項目】

- 「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路、漁業等との協調・共生」「地域への経済波及効果」は知事意見が優先されるとのことだが、都道府県ごとに評価の考え方が異なることが予想される。公平性の観点からも事前に評価の考え方等を公表して頂きたい。
- 「地域への経済波及効果」において、知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されない場合における「確からしさ」とは何をもって担保しうるのかについて、入札参加者と評価側（国と都道府県の間でも）で共通認識が必要と思慮。

# 参考スライド：系統承継（迅速性）関連

## 前提条件（仮）

- ・ 工事費負担金工事：6年
- ・ 工事費負担金工事工期起算日：事業者が工事費負担金を支払った日（2019年7月）

